

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

新旧対照条文

- 一　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（第一条関係）  
独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（第二条関係）  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
二  
経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（第三条関係）  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
三  
7 6 1



○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（中小企業者の範囲）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十六号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数	常時使用する
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人	
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人	
三 旅館業	五千万円	二百人	

現 行

（中小企業者の範囲）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十一号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数	常時使用する
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人	
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人	
三 旅館業	五千万円	二百人	

（特定流通業務施設の区分）

2 法第二条第十六条号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。  
一（三）（略）

（特定流通業務施設の区分）

2 法第二条第十一号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。  
一（三）（略）

第二条 法第四条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。

第二条 法第四条第三項第三号の政令で定める区分は、次のとおりとする。

一 卸売市場

二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。）

三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業（以下「中小企業流通業務総合効率化事業」という。）の用に供するもの

四 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設

（貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会）

第三条 法第八条第三項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一（六）（略）

（保険料率）

第四条 法第十八条第三項の政令で定める率は、保証をした借り入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借り入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一ペーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五ペーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九ペーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五ペーセント）とする。

一 卸売市場

二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。）

三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業（以下「中小企業共同流通業務総合効率化事業」という。）の用に供するもの

四 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設

（貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会）

第三条 法第九条第三項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一（六）（略）

（保険料率）

第四条 法第十三条第三項の政令で定める率は、保証をした借り入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借り入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一ペーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五ペーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九ペーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五ペーセント）とする。

(主務大臣)

第五条 法第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2 法第四条第一項並びに第四項及び第八項（これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。  
一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでの区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣  
イ～ハ （略）

二 （略）

3 法第七条第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 卸売市場 農林水産大臣  
二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 国土交通大臣  
三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 経済産業大臣  
四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

(都道府県が処理する事務)

第六条 法第四条第一項及び第四項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及

(主務大臣)

第五条 法第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2 法第四条第一項並びに第三項及び第五項（これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）、第五条第一項及び第二項並びに第二十一条における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。  
一 中小企業共同流通業務総合効率化事業 イからハまでの区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣  
イ～ハ （略）

二 （略）

3 法第七条第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 卸売市場 農林水産大臣  
二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 国土交通大臣  
三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 経済産業大臣  
四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

(都道府県が処理する事務)

第六条 法第四条第一項及び第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及

び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限（一）の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第七条 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第七項（法第五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による国土交通大臣の権限（いざれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るもの）並びに法第七条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第七項の規定による国土交通大臣の権限（いざれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第四条第六項及び第七項（これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六条第二項の規定による国土交通大臣の権限は、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

び第二項並びに第二十一条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限（中小企業共同流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、特定流通業務施設の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第七条 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項並びに第二十二条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るもの）並びに法第七条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項並びに第二十二条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第四条第六項及び第七項（これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六条第二項の規定による国土交通大臣の権限は、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限(一の経済産業局の管轄区域内において実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。)は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限(一の地方農政局の管轄区域内において実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、)は、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。

3 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限(中小企業共同流通業務総合効率化事業に係るものを除く。)は、特定流通業務施設の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十二条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲等）	
<p>第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十六号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p> <p>二（四）（略）</p> <p>2（5）（略）</p>	<p>第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十一号に規定する中小企業者が、他の事業者との連携により実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p> <p>二（四）（略）</p> <p>2（5）（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（商業課の所掌事務）

第一百六十三条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（四）（略）

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に限ることに限る。）。

現 行

（商業課の所掌事務）

第一百六十三条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（四）（略）

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関することに限る。）。